

文教厚生委員会記録

令和8年3月5日(木)
9時59分～17時38分
全員協議会室

【委員】足立委員長、遠藤副委員長、

岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【参考人】三島 淳寛氏(請願者)

【執行部】砂川副市長

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、中谷地域福祉課長、椋木健康医療対策課長、
紀健康医療対策課健康増進担当課長、龍河子ども・子育て支援課長、
小林保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、小松環境課長、鈴木総合窓口課長、川合税務課長、
久保資産税課長

〔金城支所〕市原金城支所長、佐々尾市民福祉課長

〔教育部〕岡田教育長、草刈教育部長、藤井教育総務課長、山口学校教育課長、
松井スポーツ振興課長、鎌原人権同和教育室長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長、
大上下水道課長

〔都市建設部〕佐古建築住宅課長

【事務局】下間局長、村山書記

議 題

1 請願審査

- (1) 請願第78号 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する適正な
意思決定手続の確保を求める請願について(参考人招致)

【賛成全員 採択】

※所管事務調査(1) サン・ビレッジ浜田アイススケート場に関する時系列の
流れについて

- (2) 請願第77号 令和7年12月定例会議採択の文教厚生委員会所管請願に係る進捗
状況報告に関する請願について

【賛成全員 採択】

- (3) 請願第79号 浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの不備解消及
び市民との対話再開を求める請願について

【賛成少数 不採択】

- (4) 請願第80号 浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの適正化及び
「浜田市協働のまちづくり条例」に基づく市民との直接対話の再開を求める請
願について

【賛成少数 不採択】

- (5) 請願第81号 訴訟の提起を理由とした市民への説明責任及び対話拒否の改善を求める請願について **【賛成少数 不採択】**
- 2 陳情審査
- (1) 陳情第3号 日脚共同浄化槽の維持管理の陳情について **【賛成少数 不採択】**
- 3 議案第3号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 原案可決】**
- 4 議案第4号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について **【全会一致 原案可決】**
- 5 議案第5号 浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例について **【全会一致 原案可決】**
- 6 議案第6号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について **【全会一致 原案可決】**
- 7 議案第12号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について **【全会一致 原案可決】**
- 8 執行部報告事項
- (1) 社会福祉協議会が実施する訪問入浴サービスについて
- (2) 浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- (3) 島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について
- (4) 令和8年度 地方税制改正の概要について
- (5) 学校給食費の改定について
- (6) 浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針
- (7) 第84回国民スポーツ大会競技会場の整備について
- (8) サン・ビレッジ浜田アイススケート場に係る住民訴訟について
- (9) 浜田処理区下水道整備事業について
- (10) その他
(配布物)・浜田市人口状況 (R7. 11月末～R8. 1月末現在)
- 9 所管事務調査
- (1) サン・ビレッジ浜田アイススケート場に関する時系列の流れについて
※請願第78号の審査時に報告
- (2) 浜田市社会福祉協議会について
- (3) 生活支援体制整備事業について
- (4) 所得等の推移について
- 10 重要案件の意見交換会の案件見直しについて (委員間で協議)
- 11 議会による事務事業評価の実施事業選出について (委員間で協議)

12 地域井戸端会のテーマ設定について（委員間で協議）

13 【取組課題】（委員間で協議）

14 その他（委員間のみ）

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[9 時 59 分 開議]

○足立委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会する。出席委員は 7 名で定足数に達している。それでは、レジュメに従って進める。

1 請願審査

○足立委員長

はじめに、請願の審査については、初日の委員会で決定したとおり、執行部に確認する場合があるため最初に行うが、採決については執行部退席後の議案の採決の後に行うこととする。それでは、本委員会に付託された請願 5 件の審査に入る。

(1) 請願第 78 号 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する適正な意思決定手続の確保を求める請願について

※所管事務調査(1) サン・ビレッジ浜田アイススケート場に関する時系列の流れについて

○足立委員長

本日は、審査の参考のために請願者を参考人招致しているため、請願第 78 号を先に審査する。

請願者である三島氏に参考人として出席してもらっている。それでは、請願者から請願に関する詳細な部分や経緯、現在の状況について話を聞く。お願いします。

○三島参考人

三島である。本日は参考人として補足説明や意見を述べる機会を得て感謝する。なるべくまとめて話す。

請願書の内容は記載のとおりだが、まずスポーツ施設であるスケート場に関して述べる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）では、スポーツに関することは教育委員会が決定し管理すること、改廃や機能転用も含めて行うことになっている。

したがって、令和 6 年 7 月に久保田市長が方針決定を行い、その議案に対して決裁を行ったこと自体が、法律に照らした場合、越権行為に該当する可能性があると考えている。

この点について、住民監査請求や住民訴訟で令和 7 年から主張しており、同年 11 月になって教育委員会の臨時会が開かれ、そこで市長が決定した方針を追認している。

その際、初めて教育委員にそれまでに出された市議会への請願や陳情についての資料を配布し、一部説明をしている。

問題だと考えているのは、教育委員会が合議体の組織である点である。意思決定は合議をもって行う必要があるが、市長が方針決定を行う際、そこに至るまでにどの

ような情報提供が教育委員会になされ、審議が行われたのかが不透明であることが最大の問題だと思っている。

具体的には、三菱UFJリサーチ&コンサルティングに調査検討業務を令和5年度に委託しているが、その報告書が提出されたのは令和5年12月である。

その内容を教育委員会に説明しているが、それは非公式の協議会という集まりでの説明であった。レジュメは情報公開請求に対して出されているが、会議録が存在しない。

浜田市の教育委員会会議規則では、会議は定例会及び臨時会の2つしか定められていない。したがって、協議会という集まりで行えるのは事務局からの情報提供や報告、相談までであり、意思決定を行うことはできないと考える。正式な会議ではなく、会議録も残らないからである。

執行部の説明資料には、令和5年12月に教育委員会が方針を決定していると書かれているが、非公式の場で合議体として決をとることはできず、法的根拠もなく記録もないため証明できない。

そうした主張を経て昨年11月に教育委員会の臨時会が開かれ、そこで初めて過去の請願や陳情も資料として付けられ、教育委員が追認したということだと思う。

しかし、これに至るまでに「教育委員会定例会への報告及び是正措置の要請について」という通報文書を提出している。事務局は正式に受け付けているが、その後どのように扱われ、教育委員にいつ、どのように説明されたのかが明らかになっていない。

通報文書の内容は重大な事項だが、それを教育委員に説明した上で方針を追認したのかが不明なままである。プロセスが明らかにならない以上、違法と断定はできないが、市長が決定した方針を教育委員が追認したとしても、手続きとして欠落している部分があると考えている。

また、市民団体を含めた市民が、令和6年2月に事務局へシミュレーション案をメールで送付した。当時の文化スポーツ課長、教育部長、教育長宛てである。

実績データをもとに作成したもので、コンサルタントが9億円かかるとしたものを3億円で実施できるといった具体的な根拠を示している。これを検証してほしいとお願ひしたが、令和7年12月の議会において、教育部長は内容を確認していないとはっきり述べた。

「利用団体は利害関係者だから、コンサルタントの作ったものの方が妥当性がある」という理由であった。しかし、文書の中身は誰が作ったかではなく、その根拠がどうであるかが重要だと思っている。今からでも、このシミュレーションを含めて教育委員に情報を提供し、判断を仰ぐべきである。

事務局が持っている情報を教育委員に提供せず、「こういう方針だが良いか」と承認を求めるのは、合議体としてのあり方として適切ではないという思いである。

議会からは請願や陳情に対して善処要望を受けているが、教育委員には市がどのように対応したかの説明はなかった。私や他の市民が陳情したのものに対しても、執行

部が対応した記録はないため、議会の要望に対してどのように扱われたかが不明である。

教育長は、令和6年7月の市長の方針決定前の4月に行われた市長協議において、「今回の報告書でよい。6月中に決着をつける」といった発言をしているが、それが教育委員に諮られた上での発言なのかも不明である。

教育長が教育委員会の代表として臨むのであれば、委員と諮った結果を発言すべきであり、独断で物事を進めてはいけないのではないかと思う。教育委員に請願の内容や事務局の調査検討内容が伝わっていない状態で教育長が発言しているのであれば、問題がある。以上である。

○足立委員長

続いて、委員から参考のため、請願者に確認したいことはあるか。

○森谷委員

内容が非常に難しく複雑なため、今の発言に対して訂正や追加説明を執行部にしてもらった方が分かりやすくなるのではないか。お互いの情報が入った上で質問をしたいと思う。

○足立委員長

三島氏の説明に関して、各委員からは他にないか。

(「なし」という声あり)

次に、この請願については議題9の所管事務調査(1)「サン・ビレッジ浜田アイススケート場に関する時系列の流れについて」と関連しており、審査の参考にもなるため、執行部から説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

サン・ビレッジ浜田アイススケート場に関する時系列の流れについて説明する。

浜田市スポーツ施設再配置整備計画の検討から、アイススケート場の方針決定までの流れを時系列で報告する。

平成28年3月23日、教育委員会から浜田市スポーツ推進審議会に「スポーツ施設の適正な配置及び整備について」諮問した。これを受け、平成29年4月25日にかけて合計5回の会議が開催され、同年5月24日に「スケート場については、他の施設への用途変更を検討することが望ましい」との答申があった。

教育委員会は、その答申を反映した浜田市スポーツ施設再配置整備計画案を作成し、平成31年3月25日と令和元年10月24日にスポーツ推進審議会で検討経過の報告を行った。

続いて、令和元年12月9日から令和2年1月10日にかけてパブリックコメントを実施した。いただいた意見等を踏まえ、令和4年度を目途に多目的室内広場へ用途変更するという計画案に、「利用実績において急激な利用者増加が見込まれ、それが継続する場合は見直しの検討を行う」という内容を追加している。

令和2年3月に浜田市スポーツ施設再配置整備計画を策定した。令和3年3月には、新型コロナウイルス感染症の影響から、検証期間を令和3年度及び令和4年度の

2か年へと変更している。

令和5年3月7日のスポーツ推進審議会では、コロナ禍により適正な数値が得られないことや、競技団体等からの意見を踏まえ、整備方針を「令和5年度において判断材料を整えて方針決定をする」と変更した。

令和5年7月、製氷機の故障により令和5年シーズンの休止を決定している。同年7月31日から11月30日まで、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務」を委託した。

報告書のまとめとして、「屋内人工芝施設として機能転用を図ることが望ましい。ただし、屋内人工芝施設と体育館施設の評価はほぼ同等である。また事業化においては民間活力がより発揮しやすい機能を選定することが肝要である」との内容を受けた。

この報告書をもって、令和5年12月22日に教育委員会協議会において報告書と方針案の説明を行い、方針案に基づき事業を進めることを決定している。

令和6年1月24日には議会総務文教委員会および浜田市スポーツ推進審議会、2月6日には議会全員協議会において報告書と方針案の説明を行った。2月26日には議会全員協議会において報告書の算出根拠等の説明、3月5日には総務文教委員会にて請願・陳情審査および所管事務調査を行った。

4月24日には総務文教委員会による現地確認を行った。6月25日には総務文教委員会にて、3月に採択された陳情・請願に対する市の考え方を含めて活用の方針案を説明した。

7月2日の全員協議会においても説明し、議会の理解を得た。これをもって教育委員会で承認されていることを踏まえ、7月8日に市長決裁にて市の方針を決定した。7月24日には教育委員会定例会で方針決定の報告を行った。

令和7年11月18日には教育委員会の臨時会で、令和5年12月22日の決定事項を再確認した。教育委員会の方針は、「サン・ビレッジ浜田アイススケート場は屋内人工芝施設または体育館施設として機能を転用する。今後、具体的な活用及び施設整備の検討を進める」である。以上である。

○足立委員長

委員から審査の参考とするため、執行部に確認したいことはあるか。執行部への質疑は、あくまで審査の参考とするための現状等の確認にとどめてもらいたい。執行部に対する意見や見解を聞く場ではないので、承知されたい。

○森谷委員

膨大な内容のため、先ほど三島参考人が述べた内容と執行部の説明で齟齬がある部分を指摘してもらいたい。

○スポーツ振興課長

三島参考人の見解や認識と違う部分は多々あるが、市としては事実を報告することにとどめ、個人の見解についての回答は控えたい。

○足立委員長

三島参考人の説明と執行部の時系列資料の中で、教育委員会としての事実と相違がある点があれば回答してもらいたい。

○スポーツ振興課長

大きく違う点は、三島参考人は「教育委員会の決定なしに話を進めた」と言っているが、それは誤りである。令和5年12月22日の教育委員会協議会において方針案を決定し、進めている。教育委員会での協議なしに進めたという指摘は事実と異なる。

○森谷委員

協議会の決定の効力についてどのように考えているか。浜田市教育委員会会議規則では、会議は定例会及び臨時会の2つと定められており、協議会は含まれていない。会議録も残っていないが、効力はどうなっているのか。

○教育総務課長

教育委員会の会議開催を担当しているため回答する。確かに会議規則では定例会及び臨時会のみとしており、協議会は明記されていない。これまでは法令解釈の運用を準用して開催してきた。

透明性の担保について昨年12月の議会で請願を受け、その指摘を重く受け止め、今後は協議会という形はとらず、定例会又は臨時会のみで開催することとしている。

令和5年12月22日の協議会で行った内容については、議事録がなく確認が取れないという指摘を踏まえ、改めて令和7年11月18日の臨時会において、当時の内容が適正であったかを再確認し、議事録として残した経緯である。

○森谷委員

過去に記録を残さなかった理由は何であるか。文書主義では軽微なもの以外は記録に残さなければならない。準用するという決定は誰がし、その効力はどうなっているのか。

○教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の解釈指針に基づき、代々の教育総務課長が運用してきた。効力については定例会と同等と考えていたが、指摘を受けて見直しを行った。

○足立委員長

執行部は準用するという表現をしている。それを踏まえた質疑にされたい。

○森谷委員

準用する根拠がないまま進めたのであれば、意思決定のスタートの効力がないことになり、以後の効力を持たないのではないか。

○足立委員長

ここは事実確認の場であり、ここでその効力があるか否かという議論をする場ではない。

○教育長

これまで政策決定の途上の案件や非公開情報などを扱う場として、慣例的に協議会を開催し、教育委員の意見を聞いて総意として事業展開してきた。したがって、協

議会の段階で教育委員会の意思として進めてきた。

ただ、規則に照らすと改善の余地があったため、現在は定例会や臨時会の場で議題とし、議事録を作成する運用に改めている。当時の決定が無効とは考えていないが、やり方については検討が必要であったと思っている。

○森谷委員

準用していると言いながら会議録を作っていないのは矛盾している。会議の体裁が整っていない以上、効力はないと解釈せざるを得ない。

○教育長

過去のことを遡って会議録を作成することはできないため、11月の臨時会において当時の内容を確認し、記録したものである。

○森谷委員

先ほどの時系列説明で「議会の理解を得た」という表現があったが、当時の請願・陳情は調査検討を求めるものであった。調査検討は行わなかったのか。

○スポーツ振興課長

令和6年2月9日付けの請願については、「必要な判断材料や分析の検討について丁寧に確認すること」を求める内容と認識している。

○教育長

請願を重く受け止め、決定を急ぐのではなく、その後に委員会での現地確認や丁寧な所管事務調査に対応してきた。その結果として、紹介議員も含めて議会から一定の理解を得たものと認識している。

○森谷委員

請願は調査検討を求めているが、実際には調査検討はしなかったということか。

○スポーツ振興課長

報告書の内容等に関することについては、現在係争中の案件となるため、回答は控えたい。

○足立委員長

三島参考人、今のやり取りを含めて、この請願に対する思いを聞きたい。

○三島参考人

教育委員会は合議体であり、委員に十分な情報が提供された上で判断がなされるべきである。議会から受けた善処要望や市民から提出されたシミュレーション案などの重要な情報が、市長の方針決定までに教育委員に共有されていたのかが疑問である。

事務局に確認したところ、そうした共有の記録は定例会の会議録にはなかった。重大な事情の変化について情報共有がなされないまま教育長が方針を推し進めているのであれば問題である。協議会という非公式な場での説明についても、どのような報告がなされ、委員がどう理解したのかが見えない状態にあるため、これらを明らかにしてもらいたい。

○足立委員長

請願の趣旨は、過去の手続きに不備があったという指摘と、今後は意思決定手続

きを適正化してほしいという内容で間違いないか。執行部は、過去の明文化された基準がなかった事実は認めつつ、現在は適正に対応していると述べている。

○森谷委員

意思決定の材料となった成果物自体に不備がある点も問題である。仕様書にある需要確認、照明シミュレーション、実現可能性の説明の3項目が欠けているにもかかわらず、完了検査を合格としている。これは事実か。

○スポーツ振興課長

仕様書に基づき適正に業務が完了されたと検査している。不備の有無については係争中の案件であるため、裁判の場で明らかにしたい。

○森谷委員

裁判の争点ではなく、市内部の完了検査の妥当性の問題である。仕様書どおりでないものを合格とした事実を確認したい。

○スポーツ振興課長

繰り返しになるが、仕様書に照らして適正に履行されたと認識している。

○足立委員長

これ以上は平行線のため、事実確認を終了する。後ほどの採決で各委員の判断をお願いします。

暫時休憩する。

[11 時 05 分 休憩]

[11 時 15 分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。続いて請願4件の審査に移る。

(2) 請願第77号 令和7年12月定例会議採択の文教厚生委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について

○足立委員長

紹介議員から発言はあるか。

○紹介議員（森谷議員）

きちんと報告してほしいということである。

○足立委員長

この請願については、初日の委員会で採択された請願で進捗があったものについて、資料による報告を執行部に求めている。

資料について、執行部から補足説明はあるか。

○地域福祉課長

資料の訂正をお願いしたい。1件目の「第19号」は「第22号」の誤りである。

○足立委員長

他に質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

以上で本請願の審査を終了する。

(3) 請願第79号 浜田市スケート場再配置計画における事務手続の不備解消及び市民との対話再開を求める請願について

○足立委員長

紹介議員から発言はあるか。

○紹介議員（森谷議員）

事務手続の不備や対話が閉ざされていることについてであるが、適正数ゼロの後に1に修正されたことや、完成品に不備があるにもかかわらず検査合格になっていること、市民との対話再開が求められないようになっている事実について確認したい。

○足立委員長

この請願について執行部へ確認しておきたいことはあるか。

○森谷委員

仕様書に記載されている、需要確認と照明のシミュレーション、実現可能性の検討が欠けているにもかかわらず、問題なくチェックされているということによいか。

○スポーツ振興課長

仕様書に照らし合わせて業務の内容は適切に履行されたと認識している。指摘の件については係争中の内容であるため、裁判の方で明らかにしていきたい。

○足立委員長

他に確認事項はあるか。

○森谷委員

市民との対話について、まちづくり条例で市民の参加を義務化しているにもかかわらず、対話を拒否していることについてどう考えているか。

○スポーツ振興課長

市民への説明については、令和5年12月から令和6年5月の間に10件の情報公開請求において1,000ページに及ぶ開示をしているほか、記録の残る対面、電話でも15時間以上の対応をしており、協働のまちづくり推進条例に沿って十分に説明は行ったと判断している。

○足立委員長

ほかに確認事項はあるか。

○遠藤副委員長

この件の市民対応において、職員の対応が長時間に及んでいたと思うが、他の事業や事務に影響はなかったか。

○スポーツ振興課長

相当な負担となっており、影響があったと認識している。

○足立委員長

他に確認しておくことはあるか。

(「なし」という声あり)

以上で本請願の審査を終了する。

(4) 請願第80号 浜田市スケート場再配置計画における事務手続の適正化及び「浜田市協働のまちづくり条例」に基づく市民との直接対話の再開を求める請願について

○足立委員長

紹介議員から発言はあるか。

○紹介議員（森谷議員）

事務手続の適正化や、まちづくり条例に基づいた対応を誠実に行ってほしい。

○足立委員長

この請願について執行部へ確認しておきたいことはあるか。

○森谷委員

まちづくり条例で市民の参加を定め、誠実に分かりやすく説明しなければならないとしているにもかかわらず、警告書を出したり説明を拒否したりするのは矛盾しているのではないか。

○スポーツ振興課長

先ほど述べたとおり、十分な説明は行ったと判断している。

○足立委員長

ほかに確認事項はあるか。

○花田委員

紹介議員に対して聞く。請願第79号、80号、81号のそれぞれの明確な違いを説明してほしい。

○森谷委員

79号は手続の不備と対話の再開。80号は不備なものを適正化することと、まちづくり条例を根拠とした対話の再開。81号は、訴訟中であることを理由に説明を拒否することをなくし、説明責任を果たすことを求めている。

○遠藤副委員長

多くの請願で「市民」という言葉が使われているが、これは浜田市全体を指すのではなく特定の個人を指していると思う。特定の市民を市民の代表として取り扱うことについて、執行部はどう認識しているか。

○スポーツ振興課長

広く一般の市民を指す言葉だとは思いますが、内容によっては特定の方を指す傾向が多いような気がしている。

○教育長

まちづくり条例上の定義では、市民等とは、市民、事業者、まちづくり活動団体となっている。

(「なし」という声あり)

以上で本請願の審査を終了する。

(5) 請願第81号 訴訟の提起を理由とした市民への説明責任及び対話拒否の改善を求める請願について

○足立委員長

紹介議員から発言はあるか。

○紹介議員（森谷議員）

法律で禁止されていないにもかかわらず、裁判を理由に説明をしないというのは後ろめたいことがあるのではないか。対話を再開し、説明責任を果たしてほしい。

○足立委員長

この請願について執行部へ確認しておきたいことはあるか。

○森谷委員

「あり方について」とはどのようなことを言うのか事実を教えてください。

○スポーツ振興課長

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の今後のあり方とは、機能転用や用途転用を含めて、今後についてのことである。

○教育長

裁判の内容は本日の報告事項に挙げているため、関連することについては回答できない。教育委員会としては議会の行政監視機能は大事にしなければならないと思っており、どこまでの情報を出せるかは弁護士と相談した上で対応している。

○足立委員長

ほかに確認しておくことはあるか。

(「なし」という声あり)

以上で本請願の審査を終了する。採決は後ほど行う。以上で議題1を終了する。

2 陳情審査

○足立委員長

陳情については審査の後、引き続き採決を行う。

本委員会に付託された陳情1件の審査に入る。陳情の審査に当たり、執行部への質疑はあくまでも審査の参考とするための現状確認にとどめてほしい。

(1) 陳情第3号 日脚共同浄化槽の維持管理の陳情について

○足立委員長

この陳情について、審査の参考とするため、執行部へ確認したいことはあるか。

○建築住宅課長

まず、陳情に至った経緯について説明する。日脚大久保団地内には市が管理する市営団地と県が管理する県営住宅があり、同処理施設を利用している。この浄化槽は、

団地一帯の汚水を集約して処理する、集中合併処理施設という形になっている。この団地の共同インフラとして昭和60年に整備された。処理施設の管理運営は団地内の戸建住宅で構成された管理組合が主体となり、島根県と浜田市は受益者の一員として協定を交わして管理に加わっている。

令和5年度の市民一日議会で、将来の設備の老朽化による修繕費の増加や、高齢世帯の増加に伴う負担増への懸念から要望が出され、意見交換を行った。地元からの要望として、県と市の負担割合を増加してほしいとの話があったが、市と県はあくまで受益者の一員であるため、管理する住宅の範囲を超える負担割合の増加は困難であると伝えた。

また、長期修繕計画の見直しによる負担軽減の要望については、予防保全から、故障が生じた時に直す事後保全に変更することで修繕費の軽減を図った。しかし、地元としては下水道整備地区の利用者と同様の取扱いを受けたいということで、今回の陳情が出されたものと考えている。

○足立委員長

委員から確認したいことはあるか。

○遠藤副委員長

もし市が受けた場合、各自で浄化槽を設置しなければならなくなると思うが、そのことは現実的に説明されているか。

○下水道課長

共同浄化槽を市が受け取った際に各家庭に浄化槽を置くという意味合いの質問か。

○遠藤副委員長

市が維持管理を受けられないとなり、自分たちも共同浄化槽を維持管理できないとなれば各自で浄化槽を設置しなければならなくなると思うが、その説明はされたか。

○建築住宅課長

市と県との間では、最終的には各自で備えていかないと維持できないだろうという話はしているが、地元に対して具体的などころまでは説明していない。

○森谷委員

竹迫団地や笠柄団地のコミュニティプラントとここの違いは何か。

○下水道課長

コミュニティプラントは廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって作られたものであり、日脚の共同浄化槽は浄化槽法で作られたものであるという点が大きな違いである。

○森谷委員

住民の負担額について、竹迫や大久保などはどのような違いがあるのか。

○下水道課長

利用者の聞き取りによると、竹迫と笠柄は月3,000円。もう1か所コミュニティプラントがある東福井が月5,410円、大久保が月5,400円と聞いている。

○森谷委員

東福井と比べれば大きくは変わらない。これは定額なのか。

○下水道課長

そのとおり、定額である。

○森谷委員

下水道がある地域の平均的な金額はいくらくらいか。

○下水道課長

平均的なものでいうと月3,000円程度である。

○森谷委員

この5,400円という金額は、世帯人数に関わらず定額ということか。

○建築住宅課長

一戸あたりということで、基本的にはそのような形をとっている。

○芦谷委員

大久保団地の浄化槽を処理する直接経費と修繕に備えた積立金など、現在の料金体系について教えてほしい。

○建築住宅課長

浄化槽管理費が3,300円、積立金が2,100円で、合計5,400円が月々かかっている。

○芦谷委員

市民一日議会での要望の後、料金引き下げの調整をされたと思うが、その経過を説明してほしい。

○建築住宅課長

浄化槽管理費は組合で決められており市は口出しできないが、積立金については、予防保全から事後保全に変更することで、当初3,500円だったものを2,100円に引き下げた。

○芦谷委員

住宅団地等で共同処理をする自己負担について、大久保団地は5,400円、他の団地は大体3,000円ということによいか。

○下水道課長

他の施設がどれだけ払っているかは把握していない。

○芦谷委員

公共下水道の自己負担はいくらか。

○下水道課長

月3,000円程度である。

○芦谷委員

分譲の条件として浄化槽設備をした上で分譲されており、結果として他の団地よりも高くなっているということか。

○足立委員長

執行部はそのように金額を明確にされている。

○森谷委員

値上げ、値下げの前は6,800円だったとのことだが、竹迫の3,000円と比べて2倍以上になっている理由は何か。

○下水道課長

対象の人口が異なり、大久保の方が少ないことが大きな違いかと思う。

○森谷委員

従量制にすればよいと思うが、そのような要望は出ていないのか。

○下水道課長

要望があった記憶はない。従量制にする場合、メーターを測るなどの負担が生じるため、固定にされているのではないかと思う。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

これで質疑を終了する。それでは陳情の採決を行う。採決前に自由討議を行うべき案件はあるか。

(「なし」という声あり)

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは陳情第3号について採決する。本陳情について、採択とすべきものと決することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手少数)

賛成少数により、本陳情は採択とすべきでないものと決した。以上で陳情審査を終了する。

ここで暫時休憩する。

[12 時 11 分 休憩]

[13 時 10 分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。続いて市長提出議案5件の審査に入る。

3 議案第3号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を行う。

○森谷委員

准看護学校などの貸付金についてはどのようにになっているか。

○健康医療対策課長

令和7年度における准看護学校への貸付状況は2人となっている。ちなみに浜田医療センターは18人である。

○森谷委員

基準や金額は同じなのか。

○健康医療対策課長

修学期間が異なるため金額も異なる。准看護学校は月2万円、医療センターは月3万円又は4万円となっている。

○森谷委員

全学生に対する割合はどのくらいか。

○健康医療対策課長

大体1割強である。

○串崎委員

貸付を受けていない生徒もいるのか。

○健康医療対策課長

浜田医療センターについては独自の貸付制度があり、そちらを借りている学生もいる。

○串崎委員

貸付額の月額5万円について、物価高騰の中での妥当性はどうなっているか。

○健康医療対策課長

浜田医療センターの貸付制度も月5万円であり、テキスト代や授業料を考慮すると月5万円程度が妥当ということで市も同額とした。

○森谷委員

貸付をすることによって定着しているという証拠のようなものはあるか。

○健康医療対策課長

令和7年度の3年生7人に貸付を行っているが、そのうち6人は医療センターに残ることが決まっている。1人は助産師の学校に進学する。

○森谷委員

助産師の学校に進学する場合は免除か、返還か。

○健康医療対策課長

進学時には返還猶予となる。

4 議案第4号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を行う。

○串崎委員

新たに新設されるとのことだが、指導者の手配などは大丈夫か。

○子ども・子育て支援課長

条例上は新設となるが、実態としては令和7年度も部屋を確保して運営しており、十分な職員配置ができているため、新年度も適正な人数で運営できる予定である。

5 議案第5号 浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例について

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を行う。

○森谷委員

全く同じ機能と質のものが金城支所の中に入るということでよいか。

○金城支所市民福祉課長

そのとおりである。

6 議案第6号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を行う。

(「なし」という声あり)

7 議案第12号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を行う。

○森谷委員

10年前の水道料金と、現在の料金、そして改定後の料金の推移を教えてほしい。

○水道管理課長

13ミリメートルで40立方メートル使用した場合、前回の平成30年10月改定時は5,348円であった。それが段階的に値上がりし、現在は7,018円となっている。今回の改定により3年後には9,416円となる。

20立方メートル使用した場合は、平成30年10月以前は2,648円で、それが令和2年10月に3,718円になり、今回の改定で4,928円となる。

○森谷委員

平成30年頃に2,600円程度だったものが、10年ほどで4,900円程度になるということか。

○水道管理課長

そのとおりである。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

以上で議案審査を終了する。採決は後ほど行う。

8 執行部報告事項

○足立委員長

9件ある。まず、執行部から提出に至った背景やポイントなどを説明してもらい、その後、委員から質疑を行う。

説明、質疑、答弁については簡潔明瞭に願います。

(1) 社会福祉協議会が実施する訪問入浴サービスについて

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○健康医療対策課長

訪問入浴介護事業を運営する浜田市社会福祉協議会は、令和8年2月26日に島根県から人員基準を満たしていないとの指摘を受け、同日以降のサービス提供を行わないよう指導された。

訪問入浴介護事業の人員基準は、看護職員1人以上、介護職員2人以上であり、うち1人以上は常勤でなければならない。しかし社協では別の事業を担当する職員が兼務する方法で運営を続けていた。

現在の利用者は4名で、毎週木曜日に3名がサービス提供を受けている。

今後の対応として、3月2日に社協の会長が市長に報告を行い、2月26日以降は社協の独自事業として実施することとなった。独自事業となるため介護保険からの報酬は無報酬となるが、市が実施している1回3,300円の補助金は継続して支給する予定である。

また、浜田地区広域行政組合が登録する基準該当サービスを申請する予定である。認定を受ければ県の指定事業所と同等のサービスを提供できるが、登録に時間を要するため、その間は独自事業として実施する。今後、事業を引き継いでもらえる事業所があれば、できるだけ早い段階で引き継いでいきたいとの意向であった。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

介護保険サービスが使えない理由を詳しく教えてほしい。

○健康医療対策課長

基準を満たすためには常勤が1人いなければならないが、常勤職員が配置できない

ため、介護保険のサービスとしては使用できないと県から指導を受けた。

○森谷委員

求人を出すなどの努力はどのように行われたか。

○健康医療対策課長

求人についてはハローワークに出している。特に看護師等の確保が難しく、雇用に結びついていないのが現状である。

○森谷委員

訪問入浴は利益が出る事業だと聞いているが、条件を良くして人員確保することはできないのか。

○健康福祉部長

事業を実施するに当たって、月曜日から金曜日まで週5日営業する想定であるが、利用者が少ないため、常勤を配置しても週に32時間以上専任しなければならないというルールがあり、配置が非常に難しい。

収益性が高い事業と言われているが、都市部では高いものの、この地域では移動の効率等から収益性が低いという現状がある。利用者が少ないため収益に結びついていない。

○森谷委員

利用者を増やす努力や工夫はしているか。

○健康福祉部長

利用の希望があっても対応できずに断った事例があったと聞いている。常勤配置がかなわないため利用の拡大につながっていない。

○森谷委員

利用者が何人いれば常勤1人を対応させることができるのか。

○健康福祉部長

収益の分岐点については把握していないが、例えば週に1回、半日で3件行っているものを、毎日3〜4件行けるようになれば収益につながってくると思う。

○森谷委員

市内の他の民間事業所で訪問入浴サービスを行っているところはあるか。

○健康福祉部長

浜田市内では社協のみである。近隣では江津市の社協が撤退し、益田市の社協は継続しているが収益的には厳しいと聞いている。

○森谷委員

民間でやらない理由は何か。

○健康福祉部長

訪問入浴には専用の車両や設備の確保が必要となる。民間事業者が参入することに障壁があるわけではなく、設備や人員の基準をクリアすればよい。

○森谷委員

社協が訪問入浴をやめた場合、利用者はどうなるのか。

○健康福祉部長

他のサービスを代替してもらうか、デイサービスを利用する形になる。

○芦谷委員

基準該当サービスになった場合、事業者側の負担はどう変わるのか。

○健康医療対策課長

介護保険と同等の負担という形になる。

○足立委員長

委員として質問する。基準該当の申請をして指定を受けるまでに2か月はかかると思うが、その間独自事業で実施して事故があった場合、保険の対象になるのか。

○健康医療対策課長

社協に確認したところ、独自事業として要綱を作って実施すれば、社協の中の保険が適用できると聞いている。

○足立委員長

本人からの負担は1割負担でよいか。

○健康医療対策課長

そのとおりである。

○足立委員長

基準該当であっても原則として専任の職員が必要だと思うが、現状対応できないのに広域行政組合が判断して可能なのか。

○健康医療対策課長

県からは、早急に基準該当申請を広域行政組合に認めてもらえれば、同じようなサービスで今の状態でもできると聞いている。人員については看護職員1名、介護職員2名が必要だが、常勤の条件は緩和できると聞いている。

○足立委員長

2か月を待たずして話を進めているということか。

○健康医療対策課長

そのとおりである。2か月よりも早くできるようにお願いしている。

○足立委員長

人員配置基準違反であるのに、基準該当にすればサービスが継続できるとなれば、他の事業者に対しても同様の扱いをするのか。

○健康医療対策課長

市内で唯一の訪問入浴介護事業所であるため、民間事業者であっても条件が難しいということであれば、市としても広域行政組合にお願いしていく形になるかと思う。

○足立委員長

それはサービスで判断するのか、運営母体で判断するのか。

○健康福祉部長

今回初めて話題になったわけではなく、2年前に事業撤退を打ち出した際に、市と

議会も含めて継続を求めた経緯がある。そうした経緯を踏まえての対応であり、あれもこれもOKということではない。

○足立委員長

市として1回あたり3,300円の補助を出しており、1日の売り上げとしてはそれなりの額になるはずである。それでも人員配置が満たせないということは、社協の運営自体に課題があるのではないか。

○健康福祉部長

適正な人員配置に努めながらも不備があり、このような事態になった。今後しっかりとした体制整備に努めるよう指摘していかなければならない。

(2) 浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○健康医療対策課健康増進担当課長

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、本計画を策定するものである。国、県が全面的な改定を行っており、市も合わせて改定した。パブリックコメントももらい、内容を修正した上で本日計画を報告する。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○保険年金課長

令和8年度及び9年度の後期高齢者医療に係る保険料率等が決定した。保険料率及び賦課限度額は県内統一で2年に1度見直される。令和8年度は、子ども分が創設されることから、均等割は8,380円引き上げの5万8,540円、所得割は0.2ポイント引き上げの10.28%となる。限度額は7万1,000円引き上げの87万1,000円となる。均等割額の軽減基準も見直される。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○串崎委員

限度額87万1,000円となるのは、年収がどれくらいの方か。

○保険年金課長

給与・年金いずれも1,000万円弱程度の方になる。

(4) 令和8年度 地方税制改正の概要について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○税務課長

地方税法の一部改正に伴い、専決処分にて浜田市税条例の改正を予定している。

個人住民税関係について、給与所得控除の最低保障額を65万円から74万円に引き上げる。これに伴い、同一生計配偶者等の所得要件も引き上げられる。ひとり親控除については、控除額を30万円から33万円に引き上げる。ふるさと納税制度については、寄付金税額控除の特例控除額の上限を193万円に定める。

軽自動車税関係について、環境性能割が令和8年3月末で廃止される。これに伴う減収分は国の責任で全額補填される。

○資産税課長

固定資産税関係について、免税点の見直しが実施され、家屋については20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に引き上げられる。新築住宅に係る税額の減額措置については、床面積要件の引き下げと立地要件の見直しを行った上で、5年間の延長を行う。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○足立委員長

委員として質問する。専決処分にする理由は何か。

○税務課長

国と同様に改正を行うため市独自の改正部分がないこと、またシステム改修等を早めに行う必要があるためである。

○足立委員長

税収への影響はどれくらいか。

○税務課長

個人住民税の給与所得控除の見直しについては、給与収入220万円以下の納税者（約9,940人、納税者全体の約40%）に影響が出るが、具体的な額の算出は困難である。ひとり親控除については、適用者が412名おり、最大で74万円程度の減収となる。軽自動車税については、年間2,000万円程度のマイナスになるが、国からの交付税で補填される。

○資産税課長

固定資産税については、免税点の見直しにより、家屋で165万円程度、償却資産で145万円程度、トータルで310万円程度の減収となる見込みである。

○足立委員長

新築住宅の減額措置における床面積要件が変更された理由は何か。

○資産税課長

推測ではあるが、不動産取得税の新築軽減の面積要件と一致させたのではないかと

と考える。また、近年の住宅の小型化に合わせて上限を下げ、下限も下げて小さな住宅も対象にしたのだと推測している。

○足立委員長

暫時休憩する。

[14 時 10 分 休憩]

[14 時 20 分 再開]

(5) 学校給食費の改定について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○教育総務課長

学校給食費については、急激な物価上昇により現在の給食費では十分な給食の提供が難しくなったことから、学校給食審議会で審議を重ね、2月2日に答申をもらった。

答申の内容は、給食費を引き上げること、市内各地域で異なっている給食費を統一すること、米の価格高騰を考慮して主食と副食を分けて積算し、上限を小学校391円、中学校468円とすることの3点である。また、今回は令和8年度限りの改定とし、令和9年度以降は改めて検討するという附帯意見ももらった。

教育委員会で検討した結果、令和8年4月1日から小学校は全地域統一の391円、中学校は全地域統一の468円に改定することとした。

また、給食費に対する補助制度として、小学校は国の交付金を活用して値上げ分相当を補助し、中学校は市の独自補助として値上げ額の2分の1程度を補助する予算要求をしている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○串崎委員

新聞報道で浜田市の給食費が県内で一番高いとあったが、その認識でよいか。

○教育総務課長

報道の通り、浜田市の給食費は県内8市の中で一番高く、保護者の負担額も高くなっている。

○串崎委員

今後、給食費を抑えるための検討の余地はあるか。

○教育総務課長

センターの数が多いことなど、どのようにすれば給食費を抑えることができるか、今後研究していく。

○森谷委員

391円や468円という金額は、食材費のみか。

○教育総務課長

保護者からもらう給食費は食材費のみである。運営費は市が負担している。

○森谷委員

そうであれば、給食センターを統一しても値段が変わらないのではないか。

○教育総務課長

ロットが小さい学校は食材が割高になるが、ロットが大きくなれば一括購入することで安く抑えることができる。

○森谷委員

値段が高いだけで内容は同じなのか。

○教育総務課長

各地域でメニューが異なっており、一括購入できないこともある。また、浜田市は地産地消を進めており、冷凍の国産肉ではなく生の地元産肉を使用していることなどもある。

○森谷委員

給食費の無償化と今回の値上げの関係はどうなっているか。

○教育総務課長

たまたま同じタイミングになっただけで、値上げと無償化に相関関係はない。

○森谷委員

補助を上回る分が保護者の負担になるということか。

○教育総務課長

そのとおりである。

○遠藤副委員長

地産地消の割合が高く、お金をもらっても満足のいくおいしい給食を出してあげることが大事だと思う。

○足立委員長

委員として質問する。審議会ではいくつか案があったと思うが、結果的にこの金額になった理由を教えてください。

○教育総務課長

審議会では3案ある中で、今回は値上げ幅が大きいため、1年限りで一番低い金額の案が選ばれた。令和7年度途中で米などの値段が上がり、補正予算で対応した金額と今回の値上げ金額が同程度になっている。栄養教諭に確認したところ、今年度と同程度の金額であればきちんとした給食を出せるとのことであったため、この金額に設定した。

(6) 浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○学校教育課長

この方針は2月の定例教育委員会で決定したものである。ポイントとしては、令和

12年度までに休日の部活動を地域展開（地域クラブ活動）へ移行することを目指す。受け皿となる団体等がない場合は、当面は学校の部活動として継続し、合同部活動や外部指導者を入れて運営していく。令和8年度から段階的に進めていくが、費用負担や保険加入など様々な課題を整理しながら、個別に協議して具体的に進めていきたい。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○岡山委員

既存の部活動だけでなく、地域にある文化・芸術活動（石見神楽、生け花など）も部活動のような形にできるのか。

○学校教育課長

まずは現在学校で行っている部活動の地域移行を優先するが、学校の部活動以外でも受け入れてくれる団体があれば、子どもたちの活動の場が広がるので進めていきたい。ただし、移動手段や費用負担の課題があるため、今後の検討とする。

○岡山委員

教育委員会サイドだけでなく、地域への働き掛けも行ってほしい。

○芦谷委員

体育協会や文化協会など、関係団体の育成や指導者の発掘についてどう考えているか。

○学校教育課長

アンケート調査では、受入れ可能な団体は約2割程度であった。保護者の理解や指導者の確保、安全面の指導など課題は多い。スポーツ・文化の所管部署と連携して検討していきたい。

○花田委員

既存の団体だけでなく、新たに地域活動をしたいという団体が出てきた場合、生徒はどのように関わるのか。

○学校教育課長

高校生がサークル的な活動を行っている事例もあるが、コーディネーターの役割が重要になる。自分が活動できる場ができるような仕組みづくりについても検討していきたい。

(7) 第84回国民スポーツ大会競技会場の整備について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

令和12年に開催予定の国民スポーツ大会の競技会場について、令和9年度から10年度の2か年で施設整備を行う。総事業費は概算で13億円程度を見込んでいます。

対象はサッカー3施設、軟式野球2施設の計5施設である。

浜田市陸上競技場は、フィールドの天然芝張替、スタンドのベンチ更新や屋根補

強、スロープ改修、室内トイレの洋式化等を行い、概算で4億1,600万円程度。三隅中央公園陸上競技場は、天然芝等の改修、室内トイレの洋式化で1億2,900万円程度。サン・ビレッジ浜田スポーツ広場は、人工芝の張替、フェンス更新、屋外トイレの移転・新設等で3億1,800万円程度。

浜田市野球場は、グラウンド整備、スタンド改修、トイレの集約・洋式化等で1億3,400万円程度。三隅中央公園市民野球場は、グラウンド整備、スタンド改修、屋外トイレの洋式化等で1億6,800万円程度。

令和8年度の実施設計費として1億3,500万円を当初予算案に計上している。国庫補助金や地方債等を活用し、市の財政負担の低減を図る。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

国スポの担当課はどこになるか。

○スポーツ振興課長

令和8年度から市民生活部内に「国スポ・全スポ推進室」を配置し、担当する予定である。

○森谷委員

株式会社エブリプランに何を委託しているのか。

○スポーツ振興課長

国民スポーツ大会の競技会場整備基本計画策定業務を委託している。内容は、現況把握、整備基準や事例の調査、計画内容の検討、概算事業費の算出などである。

○森谷委員

エブリプランにはスケート場の基本計画策定も委託しているということか。

○スポーツ振興課長

今年度、アイススケート場の基本計画策定業務も委託している。

○森谷委員

サン・ビレッジ浜田スポーツ広場の人工芝の張替について、スケート場建屋はどうなるのか。

○スポーツ振興課長

今回説明した整備内容は、屋外のグラウンドや駐車場、屋外トイレなどサッカー競技に係る部分である。スケート場の建屋をどう使うかは今後の議論になる。

○森谷委員

雨天のアップ用に屋内の人工芝施設を考えているという内容だったと思うが。

○スポーツ振興課長

建屋の中を使うかどうかは、選手の控室として使うなどの可能性はあるが、今後の検討となる。

○芦谷委員

国スポ・全スポ推進室が設置されるが、大会運営準備とスポーツ振興はどのよう

に分担されるのか。

○副市長

新しく設置する推進室と教育委員会は連携が十分必要になるため、併任等のことも検討しなければならない。

○遠藤副委員長

ベルガロッソいわみがJリーグを目指しているが、施設基準の問題がある。それもまとめて改修するなど検討できないか。また、合わせて浜田市陸上競技場の陸上トラック部分の改修（全天候化）も一緒に行えないか。

○スポーツ振興課長

まとめて発注するなどの効率的なやり方は都市建設部と検討したい。陸上トラックの全天候化については、長年の課題と認識しているが、地盤沈下の改良工事等に相当な経費がかかるため、現時点では難しいと判断している。

○森谷委員

ベルガロッソいわみのホームゲームは益田市の方が多いと思うが、市としてはどのように捉えているか。

○スポーツ振興課長

ベルガロッソいわみは石見エリア全体をホームとしているが、言う通りホームゲームが多いのは益田市の施設であると認識している。

(8) サン・ビレッジ浜田アイススケート場に係る住民訴訟について

○足立委員長

執行部から説明をお願いする。

○スポーツ振興課長

令和5年度に市が三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託した調査検討業務に関連する訴訟である。

請求の趣旨は、当時の市長に対し、2,876円及び遅延損害金の支払いを求めること、また、株式会社エブリプランとの間の基本計画策定業務委託に関して公金の支出をしてはならないことである。

提訴日は令和7年9月4日（送達日9月24日）、訴状訂正申立書は11月17日（送達日11月27日）である。

対応状況として、市の顧問弁護士に委任し、弁護士費用の着手金454,300円を予備費を充用して支払いを行った。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

請求の趣旨について、エブリプランの業務に対して公金を支出してはならないというのはどういう意味か。

○スポーツ振興課長

今年度のエブリプランとの契約は、令和5年度の三菱UFJの報告書を根拠としているため、原告はその報告書に不備があるとして、それを根拠とした今年度業務に関し公金の支出をしてはならないと主張していると認識している。

○森谷委員

もし市が負けた場合、エブリプランにお金を払えなくなり、エブリプランから訴訟が起きるのではないかと。市はこれを重く受け止めているのか。

○スポーツ振興課長

訴訟であるため重く受け止めている。裁判の場で市の主張をしっかりと行い、結果を明らかにしていきたい。

○足立委員長

暫時休憩する。

[15 時 06 分 休憩]

[15 時 15 分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。先ほど確認を保留していた事項について、執行部から回答をお願いします。

○健康医療対策課長

社会福祉協議会の訪問入浴事業を独自事業で行った場合の保険適用について回答する。全国の社会福祉協議会専用の「福祉サービス総合補償」という保険制度があり、独自事業であっても業務遂行上の事故等によって第三者に損害を与えた場合の補償が適用されると聞いている。

○教育総務課長

学校給食費の改定について、小学校の改定額391円に対し国の補助を充当した場合の保護者負担は、1食あたり約105円になる予定である。

○森谷委員

補助額は286円ということか。

○教育総務課長

概ねその程度の金額になる予定である。

(9) 浜田処理区下水道整備事業について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○下水道課長

令和2年度より着手している浜田処理区下水道整備事業について、スケジュールの延期と概算事業費の増額を報告する。

スケジュールについては、当初令和9年度末完了予定だったものを1年延期し、令

和10年度末予定とする。延期の理由は、道路管理者等との協議による管渠設計の遅れ、それに伴う工事着手の遅れ、資機材調達の遅れである。処理場建設工事は予定通り完了し、供用開始は令和8年度末を予定している。

概算事業費については、令和5年6月の報告から約11.8億円の増額となり、市の実質負担額は約2.7億円の増額となる見込みである。主な要因は、資材・機器等の高騰（管路整備費17.3%、処理場建設費8.9%の上昇）と、管路整備における推進工事の詳細設計に伴う工法変更である。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

工事箇所のアスファルト仮舗装のでこぼこが多いのはなぜか。地盤の問題だけではないのではないのか。

○下水道課長

管路を埋めた後、転圧しながら舗装をかけても自然と下がっていくため、でこぼこが発生しやすい状況である。現在はあくまで仮の舗装であり、後日きれいに本舗装を行う予定である。

○森谷委員

本舗装はいつ行うのか。

○下水道課長

ある程度ブロックを分け、周辺の工事が終わった段階でまとめて舗装をきれいにしている。

○森谷委員

下水道工事の掘削に伴う道路の全面舗装復旧については補助が出ると思うが、どうなっているか。

○下水道課長

補助の対象にはなるが、事業費を抑えるために、例えば2車線道路でも1車線のみを復旧対象とすることもあり、道路管理者と協議して復旧範囲を決めている。補助率は50%である。

(10) その他

(配布物)・浜田市人口状況 (R7.11月末～R8.1月末現在)

○足立委員長

配布物として「浜田市人口状況」がある。各自確認されたい。その他執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

次に、3月17日の全員協議会で報告・説明する事項を決定する。執行部の意向はどうか。

○地域福祉課長

(1)の「社会福祉協議会が実施する訪問入浴サービスについて」を報告したい。

○足立委員長

委員からの意見はあるか。

○森谷委員

(5)「学校給食費の改定について」、(8)「サン・ビレッジ浜田アイススケート場に
係る住民訴訟について」も報告してほしい。

○芦谷委員

(7)の競技会場整備は報告した方が良いと思うが、(8)は必要ないと思う。

○足立委員長

協議の結果、(1)、(5)、(7)、(8)の4件を全員協議会で報告することに決定する。

以上で執行部報告事項を終了する。

9 所管事務調査

(1) サン・ビレッジ浜田アイススケート場に関する時系列の流れについて（審査済）

(2) 浜田市社会福祉協議会について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○地域福祉課長

浜田市社会福祉協議会の事業区分別資金収支内訳表について説明する。この表は
拠点区分ごとの収入、支出、損益等を表している。令和6年度の表を見ると、社会福
祉事業の本所拠点区分に、市からの人件費補助9,531万8,000円が計上されている。人
件費の支出は1億4,712万6,965円となっており、サービス活動増減差額はマイナス1,9
79万6,924円となっている。

県内8市の社会福祉協議会への人件費補助交付要綱については、各市で対象や補助
率が異なっている。浜田市は正規職員と嘱託職員を対象とし、予算の範囲内で補助を
行っている。

○健康医療対策課長

新規要介護認定者等における居宅介護支援事業所の選定について説明する。選定
は本人又は家族が行うため、地域包括支援センターでは選定先件数は把握していない。
流れとしては、市内事業所一覧表を用いて説明し、希望を聞き取って選定してもらう。

また、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託している予防プラン
等の件数について、資料に掲載している通りである。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

委員として質問する。居宅介護支援事業所に何件紹介したか把握していないとい
うのは問題ではないか。包括支援センターに約8,500万円の委託料を払っている以上、
各事業所のケアマネジャーの人数や年齢層などを把握し、利用者に適切な情報提供が

できているか確認すべきではないか。

○健康医療対策課長

利用者に寄り添った説明は行っていると認識しているが、紹介件数の記録はない。事業所の状況把握については確認する。

○足立委員長

介護予防支援事業について、資料では本所のみとなっているが、各支所では行われていないのか。

○健康医療対策課長

ケアプランの作成は本所で行っているが、各支所でも配分して行っている。予算上本所にまとめているか確認する。

○足立委員長

弥栄支所の祭壇貸出事業について、社協が宗教的な事業を行うことに問題はないのか。

○地域福祉課長

社協の独自事業として長年行われているが、改めて確認する。

○足立委員長

独居の方に対して、バスを借り上げて旅行に行く事業があるが、これも独自事業であるのか。それとも地域支援事業ということになるのか。

○地域福祉課長

社協の独自事業と、共同募金の配分金で実施している。

○足立委員長

赤い羽根共同募金について、社協の職員が前面に出ていないという声があるが、市は把握しているか。

○地域福祉課長

社協の職員も市の職員と一緒に活動に出ている。

○遠藤副委員長

社協にきちんと確認しているにもかかわらず、この程度の資料しか出てこないというところに、税金を投入してもらっている側としてどうなのかという思いである。社協のあり方について、しっかり考えてほしい。

(3) 生活支援体制整備事業について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○健康医療対策課長

生活支援体制整備事業は、高齢者の生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活の支援体制の充実・強化等を図ることを目的としている。生活支援コーディネーター（第1層・第2層）を配置し、ニーズの把握や資源の整理、情報提供を行っている。

また、地域住民と関係者が集まって支えあいの仕組みを話し合う協議体も設置している。公的なサービスのみならず、保険外のサービスも把握して、活用を図っていく場となっているほか、生活支援コーディネーターの取組評価をする場ともなっている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

第1層、第2層の役割の違いは何か。

○健康医療対策課長

第1層は全市を網羅して課題解決を進めていく役割である。第2層は、各地域をコーディネートするものである。

○森谷委員

先ほどの説明では、最初は第1層が1人、第2層が2人ということだったが、2人で市全域をカバーしていたのか。

○健康医療対策課長

令和5年度当初は、社協から市直営に代わったばかりということもあり、まずそれまでの事業の整理をするということで行っていた。それ以降徐々に地域に出るようになったところである。

○足立委員長

委員として質問する。生活支援コーディネーターの採用において、国が示す「地域住民の活動支援の実績がある者」などの要件をハローワークの求人に記載しなかった理由は何か。

○健康医療対策課長

当初はまちづくり活動とのマッチングを重視し、コミュニケーション能力が高い方を求めていたため、そのように記載した。

○足立委員長

コーディネーターの活動が市の健康寿命等にどう影響しているかの考察はコーディネーターの業務か。

○健康医療対策課長

これは協議体で出た意見であり、コーディネーターの直接の業務ではない。

○足立委員長

社協の地域福祉独自事業と生活支援コーディネーターの役割が重複している部分があるように思う。社協と協議の上明確に役割分担をしているということで良いか。

○健康医療対策課長

この事業が社協から市に移管されたときに、役割分担は行っている。

○森谷委員

生活支援コーディネーターが利用者の買い物に同行して自分の買い物をするのはよいのか。

○健康医療対策課長

それはコーディネーターの業務ではない。

○岡山委員

令和8年度の機構改革で担当課が変わることにより、地域に混乱が生じないか。コーディネーターの役割を地域にしっかり周知してほしい。

○健康医療対策課長

機構改革後も引き続き適切に対応していく。

○森谷委員

100円タクシー（買い物代行）の取組について市は把握し、計画に組み込んでいるか。

○健康医療対策課長

100円タクシーの取組は把握している。次年度に向けておたすけブックへの掲載等を確認していきたい。

(4) 所得等の推移について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○税務課長

所得等の推移について説明する。給与所得については、平成18年と比較して所得者数は減少しているが、1人当たりの所得金額は増加している。しかし、市全体では給与収入が約32億円減少している。

年金所得については、所得者数は増加傾向にあり、1人当たりの収入金額も物価スライドの影響で増加している。市全体として年金収入額はほぼ横ばいである。

営業所得、農業所得については、従事者数の減少とともに所得金額も減少傾向にあり、厳しい状況が続いている。

個人住民税の減免件数については、各年度とも10名程度であり、主な要因は年度途中の生活保護受給開始によるものである。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

委員として質問する。給与収入が減少しているのに所得が上がっている主な要因は何か。

○税務課長

税制改正による給与所得控除額の変動が大きく影響している。

○足立委員長

不動産所得が減少しているのは、空き家率の増加や入居者の減少が要因か。

○税務課長

詳細な分析は困難だが、人口減少に伴い借りる人が減っていることが大きな要因と考えている。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

その他、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部はここで退席して構わない。暫時休憩する。

(執行部退席)

[16 時 40 分 休憩]

[16 時 50 分 再開]

○足立委員長

議案の採決に入る。採決前に自由討議を行うべき案件はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、執行部提出の議案5件について採決を行う。

・議案第3号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第4号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第5号 浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第6号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第12号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて請願の採決を行う。採決前に自由討議を行うべき案件はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは採決に入る。採決においては、不採択という言葉が、採択なのか不採択なのか聞き取りにくいので、発言される場合は賛成か反対かを発言して、その理由も述べてほしい。

・ **請願第78号 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する適正な意思決定手続の確保を求める請願について**

継続審査を望む者はいるか。

(挙手なし)

反対の者はいるか。

(挙手なし)

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の委員の挙手をお願いする。

(挙手全員)

挙手全員により、本請願は採択とすべきものと決した。

・ **請願第77号 令和7年12月定例会議採択の文教厚生委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について**

継続審査を望む者はいるか。

(挙手なし)

反対の者はいるか。

(挙手なし)

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の委員の挙手をお願いする。

(挙手全員)

挙手全員により、本請願は採択とすべきものと決した。

・ **請願第79号 浜田市スケート場再配置計画における事務手続の不備解消及び市民との対話再開を求める請願について**

継続審査を望む者はいるか。

(挙手なし)

反対の者、理由を含めてお願いします。

○岡山委員

すでに決定された事項であり、これ以上の検証は必要ないため反対する。

○花田委員

手続の不備に関してやり直すことはないと考え反対する。

○芦谷委員

行政執行・行政処分の安定性から反対する。

○串崎委員

すでに方針決定されており反対する。

○足立委員長

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数により、本請願は採択とすべきでないものと決した。

・ 請願第80号 浜田市スケート場再配置計画における事務手続の適正化及び「浜田市協働のまちづくり条例」に基づく市民との直接対話の再開を求める請願について

継続審査を望む者はいるか。

(挙手なし)

反対の者、意見をお願いします。

○岡山委員

一度決定された事項であり再検証は必要ないため反対する。

○花田委員

決定されているため反対する。

○遠藤副委員長

特定の市民の声だけを聞くのは適切ではなく、事実かどうか判断できないため反対する。

○芦谷委員

過去のことであり行政は進んでいるため反対する。

○串崎委員

すでに方針決定されているため反対する。

○足立委員長

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数により、本請願は採択とすべきでないものと決した。

・ 請願第81号 訴訟の提起を理由とした市民への説明責任及び対話拒否の改善を求める請願について

継続審査を望む者はいるか。

(挙手なし)

反対の者、意見をお願いします。

○岡山委員

執行部が弁護士と相談した上での判断であるため反対する。

○花田委員

訴訟中であることを理由に拒むことについてはどうしようもないため反対する。

○遠藤副委員長

今後の訴訟を含め、個人情報等が含まれ公表できないこともあるため反対する。

○芦谷委員

行政が執行されており反対する。

○串崎委員

係争中であるため反対する。

○足立委員長

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数により、本請願は採択とすべきでないものと決した。

以上で請願審査を終了する。

以上で文教厚生委員会に付託された案件の審査はすべて終了した。委員長報告については、3月17日の採決までに正副委員長で作成し、タブレットに入れておくので確認をお願いします。

続いて、2月24日の当委員会で周知したとおり、採択した請願及び陳情については、付託された委員会で今後の対応を検討することとなる。今回採択した請願及び陳情について、委員会として今後の対応を検討すべきことはあるか。

○森谷委員

12月に採択された請願の進捗度がゼロのものが表示されておらず不透明である。進捗がゼロのものも公開すべきである。

○足立委員長

進捗度ゼロのものに関しても一覧表にして、定例会ごとに進捗を確認していくようにしたい。執行部にもその旨を申し入れる。

10 重要案件の意見交換会の案件見直しについて（委員間で協議）

○足立委員長

見直しは毎年3月に行うことになっている。事前の意見を基に協議し、2、3件程度を議会運営委員会へ提出したい。委員から意見はあるか。

暫時休憩する。

[17 時 05 分 休憩]

[17 時 09 分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。改めて委員から意見はあるか。

○串崎委員

現状維持の6件で問題ないと思う。

○足立委員長

少し整理して、「子育て支援について」を「子ども施策について」という大きな項目に変更し、加えて「歴史文化保存展示施設について」の2点を、文教厚生委員会からの見直し案として提出することで良いか。

(「異議なし」という声あり)

11 議会による事務事業評価の実施事業選出について（委員間で協議）

○足立委員長

事前に聞いた意見を基に協議し決定する。

○遠藤副委員長

複数委員から提案のあった「社会福祉協議会助成事業」で良いのではないか。

○串崎委員

賛同する。

○足立委員長

整理番号171の「社会福祉協議会助成事業」を選出することに決定する。

12 地域井戸端会のテーマ設定について（委員間で協議）

○足立委員長

事前の意見を基に協議する。

○岡山委員

初めてのことであり、福祉や教育の分野に関することを聞くという意味で良いか。

○花田委員

委員長が書いた「地域の困りごと発見」というテーマが、子どもからお年寄りまで全て含まれる形でよいのではないか。

○芦谷委員

地域の生活における課題や問題点を聞くのが良い。

○足立委員長

正副委員長で少し表現を調整し、決定した内容をLINEWORKSで報告する。

○森谷委員

自由に言いたいことが言える場にすることが重要である。

13 【取組課題】について（委員間で協議）

○足立委員長

取組課題のテーマ、調査目的、調査方法等を決定したい。まずテーマについて。

○森谷委員

子どもの意見を聞くに当たっては、ある程度の情報提供や教育をした上で聞かないと収集がつかなくなる。

○花田委員

子どもの権利条例を作る方向で進んでいるが、議員側が意見を言える場所がない。委員会の視察として、子どもの権利施策が進んでいる川崎市に行きたい。

○遠藤副委員長

テーマを「子どもの権利施策」にして、子どものことはすべて集約させたらどうか。その上で先進地の川崎市に子どもの権利条例を策定するに至った経緯や、その後の状況を聞いて、それを取り入れていけばよいかと思う。

○串崎委員

以前、こどもの権利を考える議員連盟が市長に要望書を提出したので、その深掘りをしようということかと思う。テーマは「子どもの権利推進について」でどうか。

○足立委員長

テーマとしては「子どもの権利推進について」という大項目で良いか。

（ 「異議なし」という声あり ）

調査目的は「子どもの権利条例制定に向けた提言を検討する」ということでよいか。

○森谷委員

条例を作ることが目的ではなく、条例を作ることで何を解決するかが重要である。

○足立委員長

皆の意見を参考に正副委員長で文章化し、LINE WORKSで送付する。

調査の進め方としては、まずはこれまでの取組をおさらいし、残っている課題に取り組むことで、権利条例の制定と推進についての提言につなげたい。

視察先については、6月定例会議終了後速やかに実施したいので、4月中にLINE WORKSで情報提供をお願いする。

○森谷委員

視察に行く前に事前に情報収集し、委員会で議論しておくべきである。

○足立委員長

事前に調整し提案するので、しっかり議論していきたい。

14 その他（委員間のみ）

○足立委員長

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

以上で、文教厚生委員会を終了する。

[17 時 38 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

文教厚生委員会委員長 足立 豪